

意見者	ページ	該当箇所	ご意見	回答	計画への反映	担当課
C	30 31	第2章伊賀市の高齢者を取り巻く現状について	アンケート調査、それに基づく分析は妥当であると思った。高齢者の身の回りの課題、行政として行う課題や対策からの調査である。抜けていると考えられるのは“地域と共に”という視点から地域がどのように見ており、例えば、地域での見守り支援体制が広がっていかない事など、P30、P31の6つの重点課題を進める為にも、地域の現状や考え方を踏まないと砂上の楼閣になると思う。特にP30の「(3)高齢者の社会参加による生きがいづくり」の項で、「地域に貢献したいという思いを持っている人はたくさんいます」とありますが、あまりいません。認識が甘い。	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の問44で、社会参加について聞いています。その中で、「是非参加したい」「参加してもよい」の割合は、全体で55.1%という結果でした。この結果を踏まえ、一人ひとりの気持ちを紡ぎ、支え合いの活動に参画いただくためには、ご意見いただいたとおり、地域のニーズ把握やサービスの掘り起こしを支援する取り組みが必要であるため、地域のニーズ把握に努めていきます。	反映しない	介護高齢福祉課
C	36	基本目標「住み慣れた地域で暮らし続けるために」	地域福祉コーディネーターの動きが、地域福祉ネットワーク会議の成否の鍵を握っている。地域福祉ネットワーク会議の事務的な裏方の仕事を地域に任せ機能しなくなる。地域福祉コーディネーターを核に、縦の深まりをリードする内容に改める必要がある。そのための予算と人員の配置が必要であるが、その視点が抜けている。P36の地域包括ケアシステムの構築図を見ると、地域の各組織や団体、サークル等をつなぐ裏方を福祉コーディネーターしかできない。つまり裏方の事務も含め、その役割を明確にすべきである。	伊賀市では行政と社会福祉協議会で連携して取り組みを進めるために、地域支援を専門に行う地域福祉コーディネーターを生活支援コーディネーターと兼務する形で、配置しています。地域福祉ネットワーク会議は、公的制度では対応できない多様なニーズに対して、住民主体による課題解決のための協議の場として設置をすすめ、地域福祉コーディネーターは設置や運営の支援に携わってきました。引き続き地域福祉コーディネーターは地域福祉ネットワーク会議を核とした地域支援を行います。いただいたご意見を参考に適切な人員配置を検討いたします。	反映しない	医療福祉政策課
A		人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）の実践に向けて、普及・啓発に努めていきます。	馴染みのない単語が出てきて「実践に向けて、普及・啓発に努めていきます」と記載されているが、もう少し説明が必要	用語解説に掲載します。	反映する	地域包括支援センター 医療福祉政策課
A	38	また、近年特に顕著となっている介護人材不足解消のため、介護サービス事業所などと情報の共有、連携を強化し、介護人材の確保・育成や支援に取組み、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。	これまで介護ヘルパー養成研修を市主催では行ってこなかったが、今後はどのような研修をどれくらいの頻度で行い、人材育成をするのか目標設定が必要。	介護人材不足解消のためには、養成研修を実施するというだけでなく、「確保」策、「定着」策、「育成」策の3つの側面から総合的に取り組むことが必要です。今後も、介護サービス事業所などと連携しながら介護人材の確保と資質の向上に取り組んでいきます。	反映しない	介護高齢福祉課
C	39	日常生活圏域と地域包括ケア圏域の設定	「9圏域」ごとに地域密着型サービスの整備が絶対に必要である。敢えて言うが、地域包括支援センターは余りにも大きく包括しすぎている。特に中部は大きすぎる。高齢者はあまり物言わないので我慢しているだけで、物言わない声を聴く姿勢を持っていますか。この問題も財政と人材の問題があると思うが、十分な説明も為さずに進めている。	「9圏域」ごとに地域密着型サービス事業所の整備が必要と考えております。そのため、今年度は公募の際に地域密着型サービス事業所のない圏域に整備する予定の事業者について、地域特別加点を設けています。	反映しない	介護高齢福祉課 地域包括支援センター
C	43	第4章「施策の展開」	▼現状と▼展開について記述しているが、特に施策の展開では財政的に裏付ける数値や人材数の確保目標数値の設定ができていない。このような甘い考えではプランではない。伊賀市として、上部の国・県にもしっかりもの申しているのでしょうか。	いただいたご意見は今後の参考にします。	反映しない	介護高齢福祉課
C		「地域包括ケアシステムを基盤に、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現」	「地域と共に」には余力がないと思う。地域のこれまでの考え方等、基本的に見直すべき事も多くあると思う。	いただいたご意見は今後の参考にします。	反映しない	地域包括支援センター
C			地域でいろいろな支援をする等の公共施設（社協、支所等を始め）が廃止される方向である中、どのようにして地域を守ることができるか。	伊賀市では、適切な支援やサービスを提供するための範囲（圏域）を層という形で表しています。第3次地域福祉計画（平成28年策定）において、この層（圏域）における第2層を、支所単位から福祉の総合相談窓口として位置付けた地域包括支援センターの対応範囲（3ヶ所）に変更し、地域包括ケア圏域という考え方を導入しています。社会福祉協議会についても、3つの圏域課を設け連携した形で取り組みを進めてきました。今後もこの体制を引き続き維持しながら取り組みの推進を図ります。	反映しない	医療福祉政策課

A	43	また近年、8050問題や介護と育児のダブルケア、社会的孤立等の複合化・複雑化した課題が増えており、支援者のスキルアップも必要となってきます。	ここでいう支援者とは、どの職種・担当者のことを行っているのか、ここは重要と考えるので具体的な支援者を掲載する。	高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、それぞれの分野の支援者が、様々な立場で相談支援活動をしています。ここでは特定の支援者を指すものではなく、支援に関わる全ての人を指しています。	反映しない	地域包括支援センター
A		(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 ①地域包括支援センターの機能強化 ▼施策の展開 今後も地域福祉ネットワークの構築、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業等の実施を通じて地域包括ケアシステムの推進を図っていきます。	「地域福祉ネットワークの構築」とは、これは地域福祉ネットワーク「会議」のことなのか、分かりづらい。	ご指摘の通り、ここでは、「 <b>地域福祉ネットワーク会議の開催</b> 」とするのが適当であるので、訂正します。	反映する	地域包括支援センター
C	44	(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 ①地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの機能強化は重要である。その中核に地域福祉コーディネーターを中心に、民生委員・児童委員も地域に深く関わっている事が、地域の福祉活動の核である。	貴重なご意見ありがとうございます。	反映しない	地域包括支援センター
		(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 ①地域包括支援センターの機能強化	地域の実態を民生委員はもちろん、区長ですら把握出来ていない実態がある。その中で地域福祉コーディネーターも活動しにくいと思う。困り事を自ら言えない人のため、向こう三軒両隣や組長（班長）が知った事や掴んでいることを、相談できる民生委員、区長や地域福祉コーディネーターが必要である。	貴重なご意見ありがとうございます。地域福祉コーディネーターや民生委員は地域支援に関わる中で、支援が必要だと思われるケースを把握した場合は、適切な支援機関につなげています。今後は地域と支援者、そして行政をはじめとした各関係機関の連携を深めることで、アウトリーチ機能をこれまで以上に強化し、より地域の中に入り様々なケースの把握に努めます。	反映しない	医療福祉政策課
		(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 ①地域包括支援センターの機能強化	地域住民が地域包括ケアシステムとは何か、地域包括支援センターの役割を知らない。これは、社協、行政の怠慢でありえる。テレワーク、DVDや広報誌等では十分に知らずできない。現場に出向く事である。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、一層の周知に努めます。	反映しない	地域包括支援センター
		(1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実 ①地域包括支援センターの機能強化	地域としてもできる事、納得できる事は全力でしますが、できないことはできない。共に頑張ろう！	貴重なご意見ありがとうございます。	反映しない	地域包括支援センター
A	49	③日常生活自立支援事業 ▼施策の展開について	令和3年4月から日常生活自立支援事業の県の利用者補助が無くなることへの対応、サポートが記載されていないが、今後どう事業を進めていくのか明確に記載をする。	日常生活自立支援事業は重要な事業と考えています。そのため、必要な人がこの事業を円滑に利用できるように引き続き支援します。本計画では、現在の記載とします。	反映しない	介護高齢福祉課
A	51	(4) 地域ぐるみの高齢者支援の推進 ②地域包括ケアシステムの構築・活用 ▼施策の展開 公的サービスとともにインフォーマルサービスの発見・創出や・・・	「発見」については理解できるが、「創出」を市でどうやってするのか、インフォーマルサービスの創出についての計画や考え方を分かりやすく記載する。	伊賀市では、地域福祉コーディネーターの配置を伊賀市社会福祉協議会に委託しています。コーディネーターの役割の一つに、インフォーマルサービスの創出支援があります。	反映しない	地域包括支援センター
A	53	(5) 高齢者福祉サービスの充実 ②介護予防・生活支援サービス事業 ア. 訪問型サービスについて	現在伊賀市では、訪問型サービスD（移動支援）の設定はないが、必要に応じて検討するくらいの先を見た計画しておく。	いただいたご意見は今後の参考にします。	反映しない	介護高齢福祉課
		ウ. 介護予防ケアマネジメントについて	「地域社会資源の発見・創出もできる介護支援専門員を育成し」と記載されてあるが、介護支援専門員は業務量が多くて「創出」までする事は考えられないし、また負担が大きすぎる。それよりも介護支援専門員の基本的なスキルアップが必要である。	「 <b>地域社会資源の発見・創出の視点を持つ介護支援専門員を育成し</b> 」に訂正します。	反映する	地域包括支援センター
A	61	(6) 住みよいまちづくりの推進 ④高齢者の移動手段の確保 ▼施策の展開 各地域の状況に応じた、互助による移動のしくみづくり等の可能性についても検討を行います。	道路運送法を遵守した互助による移動のしくみとは、どういう形を考えているのかわかりやすく記載する。また、市の施策として始まった移送サービスが、現在は形を変えて事業者が担っているが、移送のセーフティーネット機能が無くなった今、事業者の高齢化、運転手不足で危機的な状況なので、これらの課題解決の方法を検討することも計画に記載する。	「 <b>道路運送法に基づく許可を有しない移送など、福祉有償運送に関わらず各地域の状況に応じた移動手段のしくみづくり等の可能性についても検討を行います。</b> 」に訂正します。	反映する	介護高齢福祉課

B	62	<p>(7) 安全・安心のまちづくりの推進 ①要配慮者の支援体制の整備</p> <p>▼現状 災害時に迅速かつ的確な救済活動を行うためには、一人暮らし高齢者等要配慮者の情報を把握しておく必要があります。</p>	<p>避難行動要支援者名簿の作成は、対象者をすべて記載する方式ではない。本人から意思表示しない限り、身近な地区の支援者側にはどこの誰かどのような状態か把握できる情報がなく、現状の仕組みでは緊急時の支援活動が望めない。</p>	<p>「伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）」第7条に、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないと規定しています。ただし、本人の同意に基づき収集するときは例外と規定していることから、避難行動要支援者名簿登録対象者に避難行動要支援者個人情報の提供に関する同意書を送付しています。また、災害時に活用する名簿は、個人情報提供に同意していない人も掲載されています。この名簿は密封されて各地区市民センターに保管されており、市の開封指示があったときのみ見ることができるようになっています。</p>	反映しない	介護高齢福祉課
		<p>▼施策の展開 平時における地域での見守り活動を充実させるため、避難支援等関係者に、情報提供の同意した要介護者等の情報を提供します。また、地域の共助（助け合い）により災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう地域の防災体制の支援に努めます。</p>	<p>いざというとき、情報提供した人のみの支援でよいのか。現状だと平時の見守り対象者も抜けてしまう。市街地ならなおさら、どこにどのような障がい等のある人がいるのか情報が不明で、不同意者は平時においても地域の見守り等の支援を受けられず見捨てられた状態にある。本人がそれを希望するのであれば横からとやかく言うことではないが、災害時等の安否確認作業が、全ての住民対象でなくなるのは容易に想定できる。従って、「同意・不同意」にかかわらず、要介護3～5、障がい者手帳1・2級等、行政機関で把握している情報は、該当地域の支援者側（自治会長・役員、消防、民生委員等）へ「絶対守秘義務」を付加して提供すべきである。</p>		反映しない	
A	68	<p>(3) 生きがい活動の推進 ①生涯学習の推進</p> <p>▼現状 地区公民館等では、各種公民館活動が開催され、市民が集い、学び、コミュニケーションを育む場として、生涯学習活動や社会教育活動の普及啓発が図られています。</p>	<p>市では将来、地区公民館、分館を伊賀市生涯学習センターをハイトピア伊賀5階にて一本化する計画があるが、この計画ではどう連携をすることになっているのか。</p>	<p>今後の個別の施策の具体的手法については、各課の事業実施目標にて取り組みますので本計画では現在の「施策の展開」のとおり記載とします。</p>	反映しない	生涯学習課
	69	<p>②老人クラブ活動への支援</p> <p>▼現状 レクリエーション活動</p>	<p>「活動」の字が小さくなっている。</p>		<p>ご指摘のとおり修正します。</p>	
C	95	<p>(3) 市町村特別給付の実施 ①市町村特別給付</p>	<p>お金の問題は重要である。保険料・財源と給付については我々には難しい点もあるが、説明すべきである。消費税のとき、福祉と言っていたが、本当に福祉に使っているのかよくわからない。</p>	<p>「市町村特別給付」とは、第1号被保険者の保険料を財源として要介護者・要支援者に対して介護保険法で定められた介護サービス・予防サービスのほか、市の条例などにより独自の市町村特別給付として必要なサービスを実施することができるものです。『市町村特別給付』については、用語解説に掲載します。</p>	反映する	介護高齢福祉課
C	99	<p>(6) 介護人材の確保と資質の向上</p>	<p>また人材の確保も厳しいと聞か、3K職場の改善が急務である。特に現場の介護士の給与のアップを願う。役所でデスクワークしている人よりも現場を大事にする事である。</p>	<p>介護報酬の改定が行われることから、給与の改善にもつながると考えますが、国や県にも働きかけていきます。</p>	反映しない	介護高齢福祉課